



報道関係者各位

JASSO 日本学生支援機構
緊急採用奨学金、減額返還・返還期限猶予、JASSO 支援金の受付について
(平成 28 年熊本県熊本地方の地震)

独立行政法人日本学生支援機構は、平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出および学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方からの JASSO 支援金の申請を下記のとおり受け付けます。

記

〔災害救助法の適用地域〕

【熊本県】熊本市（くまもとし）、八代市（やつしろし）、人吉市（ひとよしし）、荒尾市（あらおし）、水俣市（みなまたし）、玉名市（たまなし）、山鹿市（やまがし）、菊池市（きくちし）、宇土市（うとし）、上天草市（かみあまくさし）、宇城市（うきし）、阿蘇市（あそし）、天草市（あまくさし）、合志市（こうしし）、下益城郡美里町（しもましきぐんみさとまち）、玉名郡玉東町（たまなぐんぎよくとうまち）、玉名郡南関町（たまなぐんなんかんまち）、玉名郡長洲町（たまなぐんながすまち）、玉名郡和水町（たまなぐんなごみまち）、菊池郡大津町（きくちぐんおおづまち）、菊池郡菊陽町（きくちぐんきくようまち）、阿蘇郡南小国町（あそぐんみなみおぐにまち）、阿蘇郡小国町（あそぐんおぐにまち）、阿蘇郡産山村（あそぐんうぶやまむら）、阿蘇郡高森町（あそぐんたかもりまち）、阿蘇郡西原村（あそぐんにしはらむら）、阿蘇郡南阿蘇村（あそぐんみなみあそむら）、上益城郡御船町（かみましきぐんみふねまち）、上益城郡嘉島町（かみましきぐんかしままち）、上益城郡益城町（かみましきぐんましきまち）、上益城郡甲佐町（かみましきぐんこうさまち）、上益城郡山都町（かみましきぐんやまとちょう）、八代郡氷川町（やつしろぐんひかわちょう）、葦北郡芦北町（あしきたぐんあしきたまち）、葦北郡津奈木町（あしきたぐんつなぎまち）、球磨郡錦町（くまぐんにしきまち）、球磨郡多良木町（くまぐんたらぎまち）、球磨郡湯前町（くまぐんゆのまえまち）、球磨郡水上村（くまぐんみずかみむら）、球磨郡相良村（くまぐんさがらむら）、球磨郡五木村（くまぐんいつきむら）、球磨郡山江村（くまぐんやまえむら）、球磨郡球磨村（くまぐんくまむら）、球磨郡あさぎり町（くまぐんあさぎりちょう）、天草郡苓北町（あまくさぐんれいほくまち）

※上記は内閣府の第 1 報によるものです。適用地域の追加等についてはホームページでご確認ください。

http://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html

1 緊急採用奨学金の申込受付について

- (1) 対象者：本災害により家計が急変し、奨学金を希望する方。
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。
- (3) 奨学金の種類：第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（利息付）

2 減額返還・返還期限猶予の願出受付について

- (1) 対象者：本災害により奨学金の返還が困難となった方。
- (2) 願出方法：「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出する。

〔適用地域の準用〕

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭ったものについても、適用地域に準じて取り扱うものとします。

3 JASSO 支援金の申請受付について

- (1) 対象者：本災害により学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方。
- (2) 申請方法：在学している学校を通じて申し込む。
- (3) 支給額：10万円（返還不要）

※ 詳細についてはホームページでご確認ください。

独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）

政策企画部 広報課 / 牧野、齋藤

TEL: 03-6743-6011 FAX: 03-6743-6662

E-mail: kouhou@jasso.go.jp URL: <http://www.jasso.go.jp/>